

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第21号

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和47年新潟市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の53」を「100分の51」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の33.7」に改め、同項第3号中「100分の21」を「100分の20.2」に改め、同項第4号中「100分の14」を「100分の13.5」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。